２　業務を確実に実施するために整備している規程
３　業務に従事する者の実務経験等
４　委託業務の確実な実施を確保するための措置
注１　設備等維持業務を確実に実施することができる体制を記載すること。
注２　設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程について、その名称と概要を記載すること。
注３　設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の氏名、略歴等を記載すること。設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していることを証する書類を添付すること。
注４　設備等維持業務を他人に委託する場合には、第123条の７各号に規定する措置の内容を記載すること。
注５　［略］
注６　［略］

別表第十七号（第76条第１項関係）

第１　申請書

放送事項等変更許可申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　１）

放送事項等（注２）の変更の許可を受けたいので、放送法第97条第１項の規定により申請します。

変更事項（注２）			
変更前		変更後	

注１　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
注２　「放送事項」、「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」、「基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要」又は「設備等維持業務の委託先の氏名又は名称」のように記載すること。

［新設］
２　業務に従事する者の実務経験等
［新設］
注１　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、法第111条第１項の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下この表において「設備維持業務」という。）を確実に実施することができる体制を記載すること。
［新設］
注２　設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。
［新設］
注３　［同左］
注４　［同左］

別表第十七号（第76条第１項関係）

第１　申請書

放送事項等変更許可申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名　（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

放送事項等（注１）の変更の許可を受けたいので、放送法第97条第１項の規定により申請します。

変更事項（注１）			
変更前		変更後	

［新設］
注１　「放送事項」又は「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」のように記載すること。